

「多重債務者相談強化キャンペーン 2013」について

平成 25 年 8 月 5 日
多重債務者対策本部長決定

1. 趣旨

深刻な社会問題である多重債務問題を抜本的に解決するため、多重債務者対策本部は、「多重債務問題改善プログラム」を決定し、多重債務者向けの相談窓口の整備等、直ちにに取り組むべき網羅的な施策をとりまとめた（平成 19 年 4 月 20 日）。全国の自治体における相談窓口の整備については、本「プログラム」に基づき、平成 19 年度の「全国一斉多重債務者相談ウィーク」（平成 19 年 12 月 10 日～16 日実施）、平成 20 年度～24 年度の「多重債務者相談強化キャンペーン」（平成 20～24 年の 9 月 1 日～12 月 31 日実施）等を経て、着実に取り組みが進められている。

平成 22 年 6 月 18 日には、貸し手への規制を通じて、新たな多重債務者の発生を抑制すべく、改正貸金業法が完全施行された。完全施行後の状況としては、貸金業から 5 件以上無担保無保証借入の残高がある人数は平成 18 年度と比べて減少しているなど、相応の効果があったものと評価される。こうしたことから、現時点で制度につき直ちに見直すべき点はないと考えられるが、一方で、多額の借入残高を有する層は現在も相当数存在し、継続的に多重債務者対策を講じていく必要がある。

このため、潜在的な相談者の掘り起こし及び常設の相談窓口の認知度向上等を目的として、本年度も引き続き、「多重債務者相談強化キャンペーン 2013」を実施することとし、特に、メンタルヘルスや家計管理支援への対応、生活再建のためのセーフティネット制度の紹介、事業者向け相談の受付け等を行う無料相談会の開催その他の取組を行う。併せて、いわゆる「偽装質屋」を含むヤミ金やクレジットカードのショッピング枠の現金化等の利用防止に係る周知・広報を行うこととする。

2. 期間

平成 25 年 9 月 1 日（日）～12 月 31 日（火）までの 4 ヶ月間

3. 主催

多重債務者対策本部、日本弁護士連合会、日本司法書士会連合会、日本司法支援センター（法テラス）

4. 実施概要

多重債務者対策本部、日本弁護士連合会、日本司法書士会連合会、日本司法支援センターの連名で、別添 1 のとおり、都道府県、中小企業団体（注）に呼びかけ、キャンペーン期間中に都道府県、当該都道府県の弁護士会、司法書士会及び中小企業団体（注）が共同で消費者及び事業者向けの無料相談会の開催等を行う。その他、実施に関し必要な事項については別添 2 のとおり定める。

注）中小企業団体とは、全国の商工会議所、商工会、都道府県中小企業団体中央会。